


所管部課	都市建設部 下水道課	部長	鈴木 菜穂美		
件名	東大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市会計事務規則、東大和市予算事務規則、東大和市契約事務規則、東大和市事務決裁規程及び東大和市支出負担行為手続規程			
	部課機関	会計課、総務管財課、財政課等			
1. 要旨					
(1) 制定の要旨					
東大和市下水道事業について、令和2年4月1日から地方公営企業法に規定する財務規定等を適用し、公営企業会計へ移行するに当たり、企業の会計事務の処理に関し、必要な会計規程として「東大和市下水道事業の財務に関する特例を定める規則」を制定する。					
(2) 主な内容					
全82条と附則から成る。第1章 総則、第2章 伝票及び帳簿並びに勘定科目、第3章 収入及び支出、第4章 預り金及び預り有価証券、第5章 物品、第6章 固定資産、第7章 リース会計に係る特例、第8章 引当金、第9章 予算、第10章 決算、第11章 契約、第12章 雑則 及び附則					
(3) 施行日					
令和2年4月1日					
(4) 影響及び効果					
下水道事業の会計事務の処理等に関し、地方公営企業会計基準の趣旨に沿った運用が図られる。					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
① 平成29年10月 東大和市下水道事業公営企業法適用基本方針を決定。 地方公営企業法の適用範囲について、一部 (財務規定等) を適用することとした。					
② 平成30年4月～ 庁内関係各部署との調整事項を整理し、協議を行う。					
③ 令和元年12月 東大和市下水道事業の設置等に関する条例公布					
文書課において審査済み					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
庁議終了後、速やかに手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。